

2025年度 ガス基本料金6か月半額キャンペーン！に関する個別要綱

1 適 用

- (1) この個別要綱は、次のいずれにも該当する場合で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- イ 2025年11月4日から2026年4月30日までの間に、新たにガス需給契約の申込みをしていただき、当社がこれを承諾していること。ただし、過去に当社と締結したガス需給契約が廃止または解約された後、同一の需要場所にてお客さまが新たなガス需給契約を開始した場合は適用対象外といたします。
 - ロ ガス需給契約が、当社が別途定める個別要綱の「カテエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン2」、「ビジエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン1 for au」または「カテエネガスプラン2 for au」（以下「対象個別要綱」といいます。なお、当社が対象個別要綱を変更した場合には、変更後の対象個別要綱によります。）のいずれかの適用を受けていること。
 - ハ 需給開始日が 2025年11月4日から2026年4月30日までの間であること。
 - ニ この個別要綱の適用が終了するまで、ガス需給契約を廃止または解約しないこと。
- (2) この個別要綱は、当社が別途定めるガス基本契約要綱および対象個別要綱と合わせて適用いたします。

2 割引適用となる料金

この個別要綱による割引適用となる料金は、新たに申し込まれたガス需給契約の需給開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）の料金算定期間（以下「初回料金算定期間」といいます。）から6か月分の料金算定期間（初回料金算定期間を含みます。）に算定された料金といたします。

3 ガス料金の割引

この個別要綱が適用されるガス需給契約の各月の基本料金は、対象個別要綱によって基本料金として算定される金額の半額といたします。

ただし、対象個別要綱、この個別要綱および他の個別要綱によって基本料金として算定された金額が負となる場合は、基本料金は零といたします。

4 適用の終了

- (1) この個別要綱の適用は、ガス需給契約の契約期間にかかわらず、2（割引適用となる料金）に定める6か月分の料金算定期間が満了した場合に終了いたします。
- (2) 次の場合には、当社は、(1)を待たずにこの個別要綱の適用を終了いたします。
- イ ガス需給契約が廃止または解約された場合
 - ロ ガス需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合
- ただし、この個別要綱の適用期間中において、「カテエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン2」、「ビジエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン1 for au」または「カテエネガスプラン2 for au」のいずれかに契約種別を変更された場合は、引き続きこの個別要綱を適用いたします。

5 そ の 他

- (1) お客さまが、ガス需給契約を廃止または解約する場合およびガス需給契約の契約種別の変更を希望される場合は、そのつどお客さまから当社に申し出ていただきます。
- (2) この個別要綱に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

附 則(実施期日)

この個別要綱は、2025 年 11 月 4 日から実施いたします。